

盛岡市都市公園条例の一部改正について

平成19年11月26日
都市整備部

1 改正の趣旨

盛岡市動物公園の入園者増加対策として、子どもや家族連れが来園しやすいよう中学校生徒以下の者の動物展示施設使用料を無料にするとともに、入園者へのサービス向上を目的とした展示改善や利便性向上等のための財源確保対策として、動物展示施設使用料の増額及びゴールデンウィーク、お盆期間の平日の駐車場使用料の徴収を行おうとするものです。

2 改正内容

(1) 動物展示施設の使用料

中学校生徒以下の者の使用料を無料にし、それ以外の者の使用料を増額（普通にあつては100円、団体にあつては80円）します。

	区 分	普通使用料 (1人1回につき)	定期使用料 (1人1回につき)	団体使用料 (1人1回につき)
現 行	一般	400円	1,000円	320円
	中学校生徒及び 小学校児童	200円	500円	160円
改正後		500円	1,000円	400円

(2) 駐車場の使用料

現 行 平日以外は、使用料を徴収する。

改正後 平日（ゴールデンウィーク（4月29日から5月5日まで）及びお盆期間（8月13日から8月16日まで）の平日を除く。）以外は、使用料を徴収する。

(3) 団体使用料の適用人数

現 行 （有料入園者が）30人以上

改正後 （有料入園者が）20人以上

3 中学校生徒以下の者の動物展示施設使用料を無料にすることに伴う必要な措置

中学生生徒及び小学生児童に発行した定期（年間パスポート）で有効期間内にあるものについて、使用料は返還しません。

（理由）定期で入園した回数を確認できないので、返還すべき額の算定が困難なため。

（代替措置）有効期間内の定期所有者が入園した際に、引換券を発行する窓口を設けて、ぬいぐるみ等と交換します。

4 施行期日

平成 20 年 3 月 15 日（開園日）

5 改正による効果

(1) 入園者へのサービス向上が図られること

中学校生徒以下の者の動物展示施設使用料を無料にすることにより、子ども連れの家族が来園しやすくなることから、入園者数の増加が期待できます。

駐車場が混雑するゴールデンウィーク及びお盆の期間の平日の駐車場整理員の配置などを充実することにより、歩行者の安全確保などのサービスを提供できます。

(2) 新たな動物公園としての魅力づくり

開園以来、野生動物や自然環境に関する社会教育施設として各種サービスを提供してきていますが、多くの入園者から要望がある坂道対策などの新たなサービスの実施、動物行動展示などの新たな展示手法の実現、施設老朽化への対応等の課題を抱えていることから、これらの課題の解決を計画的に進めるための管理運営経費を確保することができます。

(3) 動物公園の運営の安定化

開園時に比較して入園者数（歳入）の減少と運営経費の増加が課題となりつつあり、入園者増加対策と入園料見直しなどによる歳入増加に基づく運営の安定化を図ることができます。